

選択届け出は、インターネット、郵送、窓口、受付箱で

選択届け出は、インターネット、郵送、窓口、市内15か所に設置されている受付箱への投函の4つの方法から選べます。

インターネット (パソコン・携帯電話)

選択届け出はインターネットを利用して、パソコン・携帯電話から行うことができます。

皆さんの個人情報を保護するため「ちば電子申請サービス」を利用しています。アクセス方法は、市ホームページのトップページから、次の2通りあります。

- ① 「八千代市市民活動団体支援金交付制度」ページからアクセスする
 - ② 下のコードを読み取り「電子申請サービス」ページからアクセスする
- 手続きを行う前に「ちば電子申請サービス」の利用方法を確認しながら、指示に従って必要事項を入力し、選択届け出を行ってください。
- 6月15日(水)午前9時から7月20日(水)午後5時まで受け付けします。



郵 送

7ページにある「支援対象団体等選択届出書（郵送用）」に8ページの見本を見ながら記入してください。7月20日(水)消印有効です。

切手の貼付が必要ですので注意してください。

窓口提出

それぞれの施設に用意してある「支援対象団体等選択届出書」に記入してから提出してください。届出書は、市ホームページの「市民活動団体支援金交付制度」からもダウンロードできます。

コミュニティ推進課と市民活動サポートセンターに提出するときは、職員に直接届出書を渡してください。コミュニティ推進課以外の窓口へ提出する場合は、届出書を任意の封筒に入れて提出してください。

| 施設名 | 受付日時 |
|---------------------------------|----------------------------------------------------|
| コミュニティ推進課 (市役所1階) | 平日午前8時30分～午後5時15分 |
| 市民活動サポートセンター (各団体PRシートの掲示あり) | 日・火・水・金曜日： 午前9時～午後5時 土曜日：午後1時～9時 (月・木は休所) |
| 支 所 | 平日午前8時30分～午後5時 |

受付箱に投函

下の表の公民館、図書館、市役所や、右上に掲載している商業施設に受付箱を設置していますので、開館時間内に届出書を入れてください。各施設の開館時間などは、市ホームページなどで確認できます。

新型コロナウイルス感染症の予防対策のため、受付箱設置場所に筆記用具の用意はありません。届出書は、ご自宅などでご記入の上、受付箱に入れてください。なお、新型コロナウイルス感染症の状況により、受付箱設置場所が変更となる場合があります。

| 施設名 | |
|--------------|-------------|
| 大和田公民館 | 緑が丘公民館 |
| 高津公民館 | 勝田台図書館 |
| 勝田台公民館 | TRC八千代中央図書館 |
| 八千代台公民館 | 総合生涯学習プラザ |
| 村上公民館 | 福祉センター |
| 八千代台東南公民館 | ふれあいプラザ |
| 市役所1階案内カウンター | |

| 店舗名 | 営業時間 | 設置場所 |
|------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| イオンモール八千代緑が丘 | イオンモール専門店街： 午前10時～午後9時 ※営業時間は変更となる場合がございます | 3F 未来屋書店隣 |
| フルルガーデン八千代 | 全日：午前10時～午後9時 ※営業時間は変更となる場合がございます | 2F みんなの コミュニティ前 (団体PRシート 掲示あり) |

※制度に関するお問い合わせは、受け付けしている施設ではなくコミュニティ推進課までご連絡ください。

選択届け出の結果は9月下旬

決定額は10月15日に公表予定

選択届け出の結果は、9月下旬に市のホームページなどで公表します。（誰がどの団体を選んだかは、公表しません。）

その後、届け出があった金額に合わせて、団体が事業計画を変更したい場合は、変更申請を市に提出します。審査会で申請内容を審査し、その結果を受けて市が支援金額を決定します。

支援金交付決定額は、10月15日(土)に市のホームページや広報やちらしなどで公表する予定です。

制度の信頼を

失うようなことはやめましょう

この制度を広め、市民活動をさらに活発にしていくために、制度の信頼を失うような行為はやめましょう。

- 他人になりすまして選択届け出をする
 - 団体を選択してあげることを条件に、見返りを要求するなどの不正な要求をする
 - 自分の団体を選択してもらうために、過度な広報活動やあらかじめ団体番号を記入した届出書を配布するなどの不正行為をする
- このような場合は、届け出が無効になったり、支援金の交付が取り消されたりすることがあります。

一人当たりの支援金額の算出方法

一人当たりの支援金額の算出方法

市全体の個人市民税の1%相当額

18歳以上の市民の人口

(いずれも前年5月末時点)

令和4年度の場合

令和3年5月末時点
個人市民税調定額

131億2,738万1,681円 × 98.9% × 1%

16万8,939人

令和3年度
個人市民税収納率

÷ 770 (1の位を四捨五入)

令和4年度の
1人当たりが
支援できる金額
… 770円まで